

第二次大戦期の米国における 映画の検索手段の作成プロセス

——整理と管理をめぐる——

山永尚美

1. はじめに

1934年に設置された米国国立公文書館（以下、国立公文書館）において、1935年から1945年までの10年にわたり映画・録音部長の任にあったジョン・G・ブラッドリー（John G. Bradley）は、1944年の『戦時下における映画フィルムのカタログ化』と題した文章の中で、「干し草の中の一本の針」（“Like a needle in a haystack”）という慣用句をたとえに、動く映像すなわち映画の中からある特定の対象を探し出すことの困難さを語った。ブラッドリーは、検索者が探している特定の被写体、フィルムのリール、あるいはシーンが「針」だとしたら、膨大な量の「干し草」の中からそれらを効果的に見つけ出すことのできるよう、要不要について即時の判断を可能にする簡易的な手段が提供されなければならず、それこそが「戦時の検索手段（wartime finding medium）の至上命題」¹⁾であるとした。

第二次大戦期にかけて、連邦政府で保管される公文書の量が急増したことはよく知られている。その要因となったのは、ニューディール政策によ

1) Bradley, John G. Wartime Cataloging of Motion Picture Film. *Journal of the SMPE*. 1944, vol. 42, no. 3, p. 145-147.

る政府活動の拡大²⁾のほか、1941年12月の日本軍の真珠湾攻撃を契機とした米国の第二次世界大戦参戦の影響³⁾などであった。戦争を機に、連邦政府から移管される文書量は急激に増え続け、国立公文書館の収蔵庫は早晩その容量を超えることが予想されていたのであるが、同館では、アーカイブズ学の領域で今日「評価選別」と呼ばれる手法の開発を進め、また政府機関と連携して「記録管理」(レコード・マネジメント)事業の導入に務めることで、公文書の氾濫という事態に対処しようとしていた。また、後述する通り、同時期には急速に増加した政府機関等からの照会(レファレンス)への対応もあり、大量の文書を効果的かつ速やかに整理し、利用に供することは、同館にとって喫緊の課題となっていた。

上記が文書一般を取り巻く状況である一方、終戦後の『米国立公文書館年報』の中で「第二次世界大戦中の自国軍の功績を最も鮮明に記録したのは陸海軍省、海兵隊、沿岸警備隊のカメラマンが撮影した戦闘フィルム⁴⁾」と評された通り、戦争の進行に伴って、政府機関がスチール写真、映画、航空写真といった写真記録(photographic records)を用いる機会は各段に増えていた。当時大量に撮影されたこれらの写真記録のうち、国立公文書館へと移管されたものについては、同館でその整理と管理が進められた。

同館では、映画フィルム、音声記録、ビデオ記録といった記録について、現在までに様々な種類のカード式検索手段(finding aids)が作成されている。その数は全体で約750万枚にのぼり、映画であれば、陸軍、海軍、空軍等の主要な映画フィルム記録群のほか、寄贈フィルム(フォード・フィルム・コレクション、ユニバーサル社のニュース映画)等のカタログカ

2) Bradsher, James Gregory. A Brief History of the Growth of Federal Government Records, Archives, and Information 1789-1985. Government Publications Review. 1986, vol. 13, p. 491-494.

3) Annual report. vol. 9, 1944, p. 2. (本稿では、Annual report of the Archivist of the United States for the fiscal year ending June 30 1935. Government Printing Office. を vol. 1 とし、「Annual report、巻号、発行年、ページ数」と記載している。)

4) "Administrative activities". Annual report. vol. 11, 1946, p. 41-42.

ードが今日も利用者へと提供されている⁵⁾。

しかしながら、本稿で取り上げるこうした映画フィルム群について、受入後に同館でどのような処理が行われたかという点に言及した研究は決して多くない。特に、映画フィルムの複製、保存、整理といった一連のプロセスについて、たとえば同館の通史のような先行研究⁶⁾になんらかの記述を見出すことは困難であり、現在も十分詳らかにされたとは言えない状況にある。そのことにより、設立から間もなく、政府機関の急速な拡大と組織変更を背景に「実験的に成長してきた」⁷⁾同館が映画フィルムのような「動きと音を伴った記録」の整理と管理にいかに対応したかという点について、示唆を得ることは難しくなっている。

そこで、本稿では、上記の研究視点のもと、国立公文書館の映画・録音部の活動に着目し、戦時において映画フィルムがどのように「整理」及び「管理」されていたか、より詳しくは、整理に際してどのような「検索手段」が作成されたかという点を考察する。まず初めに、第二次大戦参戦後の米国国立文書館における文書一般の検索手段の作成プロセスの変遷を概観していく。次に、映画フィルム独自の検索手段が開発されることになった背景について、主にその複製、保存、受入にまつわる変化に焦点を当てて分析していく。最後に、ブラッドリーによって示された映画フィルムの三種類の検索手段を取り上げ、特に戦時の映画利用という観点から、検索手段の作成プロセス及びその必要性について考察し、その意義及び現代に与える示唆について検討を行う。

なお、本稿では、『米国国立公文書館年報』及び『アメリカン・アーキビスト』誌等に掲載された論文のほか、映画・録音部長のブラッドリーに

5) “Motion Picture, Sound, and Video Card Catalogs”. (URL: <https://www.archives.gov/research/motion-pictures/catalog-film-sound-video>, 2021-08-25 accessed)

6) McCoy, Donald R. *The National Archives: America's Ministry of Documents, 1934-1968*. University of North California Press, 1978.

7) Campbell, Edward G. *The National Archives Faces the Future*. *The American Historical Review*, vol. 49, no. 3, 1944, p. 441.

よって記された文章等を参照している。

2. 第二次世界大戦参戦と検索手段

まず、前提となる背景を知るという観点から、米国の第二次世界大戦参戦が国立公文書館の検索手段の作成に係る業務に与えた影響というものを概観しておきたい。参戦に前後して、連邦政府では各所で戦時対応が求められるようになっていたのであるが、その変化の過程について、まずは以下で確認したい。

2.1. 移管文書とレファレンスの増加

第二次大戦参戦に伴って生じた変化の一つが、移管文書全般の急激な増加であった。同館が受入れた文書（フィルム記録を含む）の量的推移を年度別に示したのが表1である。

1942年度の文書受入量が突出して多いのは、1941年12月の真珠湾攻撃以後、新たに生じた国防計画に係る業務に必要な執務スペースを確保するため、政府機関からの移管申し出が急増したことによるものであった⁸⁾。このような状態が続けば、同館の収蔵庫は遠くないうちにその収容量を上回ることが予想されたため、翌年度以降は移管条件が厳格化され、受入量も減少に転じたのであるが、急速な勢いで増加する公文書への対応は、同館にとって喫緊の課題となっていた。

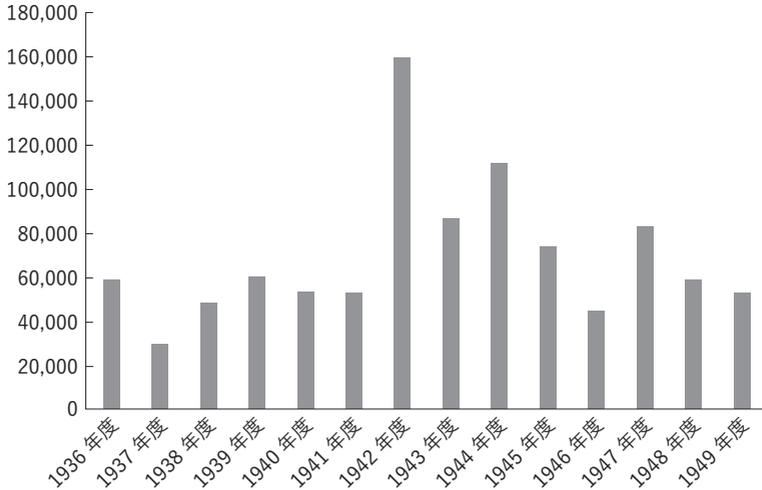
同時期には、所蔵記録の照会件数も大幅に増加しており、とりわけ多く請求されたのは、第一次世界大戦期の米国政府による活動の記録であった⁹⁾。1942年度の利用請求件数は23万7千件にのぼり、その数は前年度の約三倍となった¹⁰⁾。最も多く利用に供されたのは海軍省人事局の記録

8) “Eighth annual report of the archivist of the united states”. Annual report. vol. 8, 1943, p. 2.

9) “Defense activities”. Annual report. vol. 7, 1942, p. 10-11.

10) “Reference service”. Annual report. vol. 8, 1943, p. 28.

表1 米国国立公文書館の文書受入量の量的推移（年度別）



※単位は立方フィート (cubic feet)。

※本表は国立公文書館年報をもとに筆者作成。

であり、また経済戦委員会 (Board of Economic Warfare) や陸軍省などからは活発な問い合わせがあった。これらの政府機関は、たとえば港湾施設、電源開発、鉄道や高速道路の橋梁、敵の工業施設などに爆撃機を誘導するための地図や写真などを必要としていた¹¹⁾。国立公文書館では、こうした状況において可能な限りサービスを維持するため、戦争機関に向けて優先的にレファレンス対応を行った結果、1942年度に続き、1943年度についても、提供されたサービスの約8割が政府機関に向けたものとなった¹²⁾。

国立公文書館では、このように戦時関連の業務対応が増していた一方、戦費確保を目的とした連邦予算局の要求により、他の政府機関と同じく職員数の削減という課題にもまた直面していた。1943年度には、500人以上いた職員の半数以上が離職し¹³⁾、人的資源が質量ともに大きく減少して

11) Ibid., p. 29-31.

12) "Reference service". Annual report. vol. 9, 1944, p. 34.

13) "Administrative and facilitating services". Annual report. vol. 9, 1944, p. 43-45.

いく中で、同館の職員は新しい戦争のために大量の過去（第一次世界大戦）の記録を速やかに提供する¹⁴⁾という、かつて経験したことのない任務に取り組むことになった。

2.2. 検索手段の作成部門

大量の記録を整理し、利用に供するにあたって必要とされたのは、記録を探すための手がかりとなる検索手段であった。同館では、目録部（Division of Cataloging）の作成したカード目録が有効な検索手段とならず¹⁵⁾、未整理資料の滞貨が増えていたことから、大量の利用請求に対応できる新たな検索手段の開発が待たれていた。

1940年3月に、「国立公文書館の所蔵記録の利用促進のための検索手段や他の手段の研究」を行うための委員会が設置¹⁶⁾され、数度にわたる検討会議の末、1941年2月28日に国立公文書館長によって「検索手段の準備についての指針」¹⁷⁾が発出された。

この指針で示された15項目は、検索手段の作成手順と、検索手段の類型に関する項目とに大別できた。まず作成手順に関しては、受入部門（Division of Accessions）が「識別インベントリ」（Identification Inventories）を作成するという従来からの手順が改められ¹⁸⁾、指針の第1項において、各省庁等を単位とした「保管部門」（Custodial Divisions）が検索手段を作成することが明示された。また、第8項では、可能な限り速やかに作成されるべき初期的検索手段として、「レコードグループ登録簿」（Registration of Record Group）、「予備インベントリ」（Preliminary

14) Campbell, E. G. Old Records in A New War. *The American Archivist*. 1942, vol. 5, no. 3, p. 162-164.

15) Hamer, Philip. Finding Mediums in The National Archives: An Appraisal of Six Years' Experience. *The American Archivist*. 1942, vol. 5, no. 2, p. 86-87.

16) "Arrangement and descriptions of records". *Annual report*. vol. 7, 1942, p. 28-29.

17) "Appendix III Directions for the preparation of finding mediums, issued by the Archivist, February 28, 1941". *Annual report*. vol. 7, 1942, p. 65-68.

18) "Accessions". *Annual report*. vol. 5, 1940, p. 9.

Inventory)、「インベントリ」(Inventory)等が定められた。これらの検索手段は、国立公文書館の職員によって欧州のアーカイブズ理論の研究が深まりをみせるなか¹⁹⁾、分析と記述を段階的に精緻化していくという点で、1898年にオランダで刊行され、1940年に英訳されたダッチ・マニュアルの分析と整理の手法（第41項²⁰⁾と同方向を向いたものであった。

その他にも、第4項では、国立公文書館の検索手段の特徴である「レコードグループ (RG)」の単位が初めて示された。このレコードグループは、出所原則に配慮し、編成記述やインベントリ作成に適当な規模と性質を備えた単位にすることが望ましいという見地から、「やや恣意的に設定されるアーカイブズの主要な単位」と定義され、指針の発出以後はこのレコードグループ単位の目録が作成されることとなった。

1941年度には、指針の定めに基づいて、早々に国防活動に係る記録の予備インベントリ等の検索手段が作成²¹⁾されたほか、記録のまとめりや文書ごとの識別や記述、配列の乱れたファイルの整理や不要な書類の除却など、数多くの作業が進められた。その結果、年度の終わりには、指針に規定された初期的検索手段を適用するために必要なおおよその準備が整うほどになっていた²²⁾。

加えて、1941年度には、第一次世界大戦中の連邦政府機関の活動と記録をまとめた手引書の編纂も開始された。1943年度に完成したこの手引書²³⁾は、総頁数が666頁に及び、第一次世界大戦期の連邦機関の活動に対する継続的な情報照会に応えるものであった。また、同じ年には、戦時に有用とされた記録群を中心に、他にも様々な種類の検索手段が作成され

19) McCoy, op. cit., p. 97. 坂口貴弘、アーカイブズと文書管理 米国型記録管理システムの形成と日本、勉誠出版、2016、p. 125-127.

20) Muller, S.; Feith, J. A.; Fruin, R. Manual for the arrangement and description of archives. Leavitt, Arthur H. translation, Society of American Archivists, 2003, 1940, p. 108.

21) "Defense activities". Annual report. vol. 7, 1942, p. 10.

22) "Arrangement and description of records". Annual report. vol. 7, 1942, p. 30-31.

23) National Archives. Handbook of federal world war agencies and their records, 1917-1921, United States Government Printing Office, 1943.

るなど、この時期には目録作成に係る数多の作業が進められた²⁴⁾。

その一方で、映画フィルムについては、上記の指針の中で特段の定めが設けられることはなかった。映画・録音部、地図・海図部、写真研究部といった特殊な記録媒体を取り扱う部門については、指針の発出後もその機能が上記の「保管部門」へと集約されることなく、「特別記録部門」(special records divisions)として、引続きその活動が継続された²⁵⁾。

3. 映画フィルムの検索手段の作成背景

ここまで、文書一般の検索手段の作成プロセスの変遷について概観してきた。ここで少し視点を変え、同時期の国立公文書館で映画フィルム固有の検索手段が開発されるにあたり、前提となった背景について確認したい。戦時期にあって、様々な課題に対処する必要が生じていたのは映画・録音部も同様であった。以下では、複製、保存、そして受入量の増加にまつわる課題について辿りたい。

3.1. 複製物の作成

まず、複製についてである。国立公文書館では開館以来、映画フィルムの編集、現像、複製、保存等に係る先進的な施設や設備等の整備を進めていた。その主要な目的の一つが、複製物の作成によって、映画フィルムを含む大量のフィルム記録を長期保存することであった。

これらの施設や設備等が整備された経緯であるが、特に可燃性ナイトレートフィルムを安全に保存するための方法については、1934年に国立公文書館法が制定される以前から、技術者の専門家団体であるアメリカ映画技術者協会（SMPE）が中心となって検討を重ねていた。同協会は、たと

24) “Arrangement and description of records”. Annual report. vol. 9, 1944, p. 29–31.

25) 指針発出後の同館の組織体制については、国立公文書館年報に掲載された組織図が参考になる。“Administrative activities”. Annual report. vol. 8, 1943, p. 39.

例えば1930年に映画フィルムを安定的に長期保存するための保管基準を示し²⁶⁾、1932年には「フィルム保存委員会」を組織するなどして、保存に係る課題を集中的に協議していた。このフィルム保存委員会が設立された主たる目的は、財務省の指揮のもとに建設が進められていた国立公文書館の設計担当者に協力することにあった。1932年に二度にわたって開催された会合の席では、新しく建設されるアーカイブズ・ビルディングに設置される予定のフィルム収蔵庫について議論が交わされ、その成果をもとに、空調、フィルム容器、フィルムキャビネット、スプリンクラーといった物品や設備等の仕様について、同委員会より公式の提言が出されることとなった²⁷⁾。

国立公文書館が開館すると、上記の提言等をもとに、各種の設備等が速やかに整えられた。また、入念なテスト実験を経て国立標準局に承認された断熱性の高いユニット式のフィルム収納キャビネットが収蔵庫に導入²⁸⁾されたほか、スプリンクラー装置を備えた収納キャビネットが新たに提案²⁹⁾されるなど、各種の研究開発の成果は同館へと還元されることとなった。加えて、1934年に制定された国立公文書館法では、映画フィルムの複製物の作成に必要な機器や物品等を購入するための権限が保障されているか不明であったが、1937年度に議会から公文書館長へと必要な権限が与えられると³⁰⁾、法的根拠に基づいて、必要な物品や機器等を調達することが可能になった。

1941年度には、古いフィルムや縮んだフィルムを複製する光学式プリ

26) Crabtree, J. I. and Ives, C. E. The Storage of Valuable Motion Picture Film. *Journal of the SMPE*. 1930, vol. 15, no. 3, p. 289-291.

27) Report of the Committee on the Preservation of Film. *Journal of the SMPE*. 1933, vol. 20, no. 6, p. 523-528.

28) "Preservation". Annual report. vol. 1, 1936, p. 30-31; "Operations". Annual report. vol. 3, 1938, p. 15.

29) Bradley, John G. Changing Aspects of the Film-Storage Problem, *J of the SMPE*, 1938, vol. 30, no. 3, p. 305-313. "Motion pictures and sound recordings". Annual report. vol. 4, 1939, p. 21-22.

30) "Operations". Annual report. vol. 3, 1938, p. 15.

ンターが稼働し始めたほか、サウンドトラックの複製や、画と音を同時に複製可能なプリンターなどの仕様が検討された³¹⁾。映画フィルムを長期保存するにあたり、修復不可能なほどに劣化・破損しているフィルム記録については保存のための複製物を作成する必要があり、またその際、フィルムベースがナイトレートの場合は「安全」なアセテートベースへと媒体変換することが推奨されていたのであるが、こうした機器類の整備を通じて複製物の作成が促進された結果、1942年度に国立公文書館で作成されたフィルム記録の複製物は2万934フィートに及んだ³²⁾。

以上のような経緯を持ったこれらの施設や設備等³³⁾は、国立公文書館以外の機関の複製物の作成にも貢献した。すでに1941年度には、フィルム記録の現像処理、編集、複製を目的として、国防計画に係る政府機関が国立公文書館の機材やラボラトリーを使用³⁴⁾していたのであるが、同館の技術的設備のなかでもフィルム記録に係るものは特に頻繁に利用され³⁵⁾、それは時に昼夜を問わず稼働し続けたほどであった³⁶⁾。

3.2. 記録の保存

記録の保存の問題についても確認したい。欧州のアーカイブズ原則を学んだウォルド・リーランド（Waldo Leland）は、1939年から41年にかけて米国アーキビスト協会（SAA）の会長を務める中で、1940年11月のSAA年次大会において、戦争被害から文化財を保護する必要性を強く訴えた。その主旨の一つが、記録の物理的な安全の確保、特に空襲からの記録の保護³⁷⁾であった。そのためのプログラムが国立公文書館において検

31) “The national archives building”. Annual report. vol. 6, 1942, p. 13.

32) “Preservation of records”. Annual report. vol. 8, 1943, p. 23.

33) 1941年度には収蔵庫の空調整備や音響スタジオの建設なども行われた。“The national archives building”. Annual report. vol. 7, 1942, p. 12-14.

34) “Defense Activities”. Annual report. vol. 7, 1942, p. 12.

35) “National Archives Building”. Annual report. vol. 8, 1943, p. 43-44.

36) “Preservation of Records”. Annual report. vol. 9, 1944, p. 28.

37) Leland, Waldo. The Archivist in Times of Emergency. The American Archivist. 1941, vol. 4, no. 1, p. 2-4.

討された結果、1941年度には特定の記録群については避難させ、他の記録群も頑丈な構造の建物で最大限保護するための計画が準備された³⁸⁾。

また、同館の職員が関わっていた他の国防活動に、国家資源計画委員会（National Resources Planning Board）の科学委員会によって設置された文化資源保存委員会（Committee on the Conservation of Cultural Resources）及び米国アーキビスト協会の特別委員会の活動への協力があつた。後者の特別委員会は、戦争被害からのアーカイブズ保護を目的とした委員会（Committee on the Protection of Archives Against Hazards of War）と、緊急時の移送と保管について検討する委員会（Committee on the Emergency Transfer and Storage of Archives）との二つから成り、これらの活動を通じて作成された報告書の中で指摘された空爆の危険性³⁹⁾と記録の緊急避難の必要性⁴⁰⁾とは、引火性があり、他の記録を危険に晒す可能性のある可燃性ナイトレートフィルムを取扱うにあたって、早期に検討されねばならない懸案事項の一つであつた。

すでに地図、映画フィルム、録音物等の記録は、整備の進む国立公文書館内の専用収蔵庫へと収められていたのであるが⁴¹⁾、上記の検討のもと、1942年度に入るとワシントンで最も防弾性に優れているとされた国立公文書館の建物は安全性に応じて4つのエリアに分けられ、相対的に価値が高いと判断された記録は最も安全なエリアへと移動された。ナイトレートベースの可燃性フィルムは同館の収蔵庫から完全に撤去され、一部はコロンビア特別区の他の場所へ、残りについてはワシントンから遠くない場所にある特別な収蔵庫へと移された⁴²⁾。

映画フィルムの保管場所を国立公文書館の建物以外に求めたことには、

38) “Defense Activities”. Annual report. vol. 7, 1942, p. 11.

39) The Care of Records in a National Emergency. Bulletins of the National Archives, no. 3, December 1941, p. 7-12.

40) Ibid., p. 21-28.

41) “The national archives building”. Annual report. vol. 6, 1941, p. 8.

42) “Preservation of records”. Annual report. vol. 8, 1943, p. 24.

大量の文書受入によって、同館の保管スペースが限界を迎えようとしていたことへの対応の意味もあった。収蔵庫全体で90万立方フィートと推定されていた容量（フィルム記録を含む）に対して、1943年度末時点の収蔵量は60万立方フィートを上回ることが予想されていた。映画フィルムに関しては、1943年度に公共建築物管理局によって新たに45のフィルム収蔵庫が建設され、国立公文書館が保管する映画フィルム679立方フィートと写真フィルム138立方フィートが移されたのであるが⁴³⁾、後述する通り、同じ年に前代未聞の量の映画フィルムの受入があったことから、更なる追加スペースの確保は不可避の課題となっていた⁴⁴⁾。

同じ頃、米国著作権法により映画の著作権登録局として機能していながら、可燃性フィルムの収蔵庫を持たず、保管スペースが不足していた米国議会図書館では、国立公文書館から提供を受けたワシントン郊外の建物を仮設収蔵庫として使用していた⁴⁵⁾。しかしそれも十分ではなく、1943年度には、当時の大統領フランクリン・ルーズベルトの指示の下、国立公文書館と議会図書館との共同使用を前提としたフィルム収蔵庫の準備計画の策定が進められた⁴⁶⁾。

43) この収蔵庫には、他の11の政府機関が管理する約2,000立方フィートの映画フィルムも移されたが、これはナイトレートフィルムを所蔵する政府機関に安全性や経済性の点で貢献するものであった。“Administrative and facilitating services”. Annual report. vol. 9, 1944, p. 50-53.

44) 1943年9月時点の調査で、ワシントン地区だけで23万4千リールの映画、15万9千ロールの空撮フィルム、3,400万枚の写真ネガとX線フィルムが存在することが明らかになった。このことは、当時年間40万立方フィート以上のフィルム記録が作成されていたことを意味した一方、それらを永久保存するための政府系施設は国立公文書館の8つの収蔵庫しかなく、それは合わせて約1,000立方フィートしか収容できないほどに小規模なものだった。残りのフィルム記録は、ワシントンの他の政府系保管庫、高価なレンタル保管庫、ガレージ、倉庫、オフィスビル、湿った火薬庫といった危険かつ不適当な場所で保管されていた。“Administrative activities”. Annual report. vol. 11, 1946, p. 42.

45) “The aquation of new materials”. Annual report of the Librarian of Congress for the fiscal year ended June 30 1944, p. 37-38.

46) フィルム収蔵庫の他にも、議会図書館が中心となって映画の「記録、保存、利用 (recording, storing and serving)」を推進するプロジェクトが本格的に検討されることとなった。“The aquation of new materials”. Annual report of the Librarian of Congress for the fiscal year ended June 30 1946, p. 34-35.

国立公文書の建物内に空きスペースがほとんどない状況に変わりはなく、特にフィルム記録については事態がより深刻であった。ワシントン郊外のフィルム専用収蔵庫には、1944年度末の時点で映画フィルム 1,283 立方フィートと他のフィルム記録 417 立方フィートが収められ、他の政府機関へと提供したスペースも約 4,000 立方フィート分にのぼっていた⁴⁷⁾。すなわち、国立公文書館や他の連邦政府機関には、前項で記した複製物のほか、保管場所すら十分に確保できないほど膨大な量のフィルム記録が溢れ返るような状況となっていたのである⁴⁸⁾。

3.3. 受入量の増加

上記のような状況にあって、国立公文書館は実際にどれくらいの映画フィルムを受入れていたか。その量は、米国の第二次大戦参戦以前から右肩上がりが増え続けていたのであるが、戦争が進行するにつれ、顕著な増加傾向をみせた。このことは、文書一般の移管量が 1942 年度をピークに翌年度以降は減少に転じた（前掲表 1）ことと比べても対照的であったといえよう。

同館が政府機関から受入れた映画フィルムの量的推移は表 2 の通り。

特に受入量が多かったのは、1943 年度であった。その受入合計は 188 万ランニングフィートを超え、前年度の約 6 倍にのぼったほか、こと移管に限れば、約 171 万ランニングフィートと前年度の 3 万ランニングフィート強から爆発的な増加をみせた。内容については、第一次大戦期の陸軍通信部隊の活動を記録した映画、それから進行中の大戦に関連して郵政省（the Post Office Department）が敵国ドイツから押収した映画などが大部分を占めていた⁴⁹⁾。

戦争関連の映画が中心となった点は、同じく移管量の多かった 1945 年

47) “Preservation of records”. Annual report. vol. 10, 1945, p. 33-34.

48) “Administrative activities”. Annual report. vol. 10, 1945, p. 60-62.

49) “Motion pictures and sound recordings”. Annual report. vol. 9, 1944, p. 21-22.

表2 米国国立公文書館の映画フィルム受入量の量的推移（年度別）

	移管	寄贈	複製	受入合計
1941年度	139,523	65,071	-	204,594
1942年度	31,479	262,056	7,549	301,084
1943年度	1,712,884	95,732	36,015	1,844,631
1944年度	681,657	306,959	13,973	1,002,589
1945年度	1,427,614	89,874	27,612	1,545,100
1946年度	6,059,971	119,650	77,825	6,257,446

※単位はランニングフィート（running feet）。

※本表は国立公文書館年報をもとに筆者作成。

度も同様であった。防衛省（Civilian Defense Office）のほか、情報・宣伝機関である戦時情報局（United States Office of War Information, OWI）などから受入れた映画フィルムの合計は、この年に移管された映画フィルム全体の9割以上を占めた⁵⁰⁾。

このような受入量の急激な増加は、移管元機関について選択と集中がなされた上での結果であった。たとえば、1942年度には合計で24の政府機関から映画フィルムを受入れていたのであるが⁵¹⁾、翌43年度にはその数が戦争機関を中心とする8機関にまで絞り込まれていた⁵²⁾。すなわち、移管元機関の数が減少したにもかかわらず、移管量自体は従来に比べて飛躍的に増加していたことになるが、その背景には、大戦参戦に伴う緊急一括移管のほかに、一機関ごとの作成量の増加、言い換えれば戦争機関による戦時の映画利用の影響があったことも要因として指摘できよう。

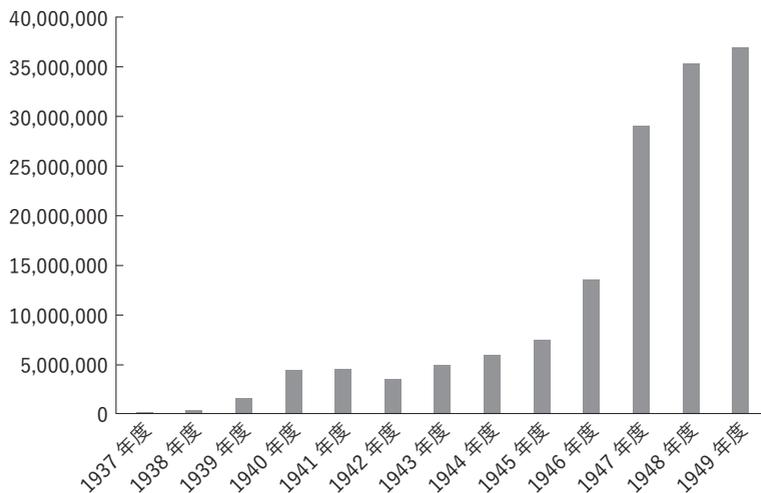
その後、1945年8月の戦争終結及びその後の戦後処理を契機として、

50) 防衛省から移管された90万ランニングフィートと戦時情報局の50万9千ランニングフィートの合計が、その年に政府機関から移管された映画フィルム約142万7千ランニングフィートの約98%を占めていた。“Additions to the motion-picture collection, fiscal year 1945 (table)”. Annual report. vol. 11, 1946, p. 18.

51) “Motion-picture film (table)”. Annual report. vol. 8, 1943, p. 20.

52) “Additions to the motion-picture collection, fiscal year 1943 (table)”. Annual report. vol. 9, 1944, p. 22.

表3 米国国立公文書館の映画フィルム受入総計の推移（年度別）



※ 単位はランニングフィート（running feet）。
 ※ 本表は国立公文書館年報をもとに筆者作成。

同館はかつてないほどに大量の映画フィルムを受入れることになったのであるが、その総所蔵量（受入合計）は、1946年度に1,360万ランニングフィート、47年度に2,910万ランニングフィート、48年度には3,536万ランニングフィートと、戦時中とは比較にならないほどの増加幅をみせた（表3）。その一方で、このように戦後処理に伴って大量の映画フィルムが同館へと押し寄せることは、戦争の終結前からすでに予想されており、その整理と管理が大きな課題となり得ることも早くから認識されていた。そのため、国立公文書館では、戦時中から映画フィルムの検索手段の開発に着手し、終戦間際には映画フィルムのインデックス化に関する省庁間委員会（the Interdepartmental Committee on Film Indexing）を設置⁵³⁾するなどして、その対策に備えていたのである。

53) Bradley, John G. Cataloguing and Indexing Motion Picture Film. *The American Archivist*. 1945, vol. 8, no. 3, p. 169.

4. 映画フィルムの整理—カタログ化と索引化

ここまで、戦時期の映画フィルムに係る課題について、複製、保存、そして受入量の増加という視点を交えて確認してきた。このような背景のもと、本章では、国立公文書館で増え続ける映画フィルムをいかに整理し、管理していたかという本稿の課題について検討したい。その整理法の詳細は、映画・録音部長のブラッドリーが1944年に著した前掲の『戦時下における映画のカタログ化』⁵⁴⁾及びその内容を改訂して翌1945年に発表された『映画フィルムのカタログ化とインデックス作成』⁵⁵⁾という二つの文章に詳しく、以下では文中で示された内容をもとに、戦前の国立公文書館で開発された映画フィルムの検索手段について確認する。

4.1. 三種類の検索手段

ブラッドリーは、1944年に公表した前記の文章の中で、ガイド、ハンドブック、チェックリスト、インベントリ、カレンダーといった文書館や図書館で用いられる文書一般の検索手段と比較して、映画フィルムの検索手段が形式や技法の点で異なっている点を強調し、次の三種類の検索手段を示した。それは、①「参照用サマリー」(Reference summaries)、②「主題別インデックスカード」(Subject index cards)、③「参照用フィルム・ストリップ」(Reference film strips) というもので、その特徴は表4及び以下の記述の通りである。

①の「参照用サマリー」は、5×8インチのカード式の検索手段で、のちに「カタログカード」と呼ばれた。この「カタログカード」には、「タイトル」(Title)、映画フィルムの保管場所を示した「コール番号」(Call number)、フィルムの尺数や規格などの技術的項目を表した「記述」

54) 注1) Bradley, p. 145-154.

55) 注53) Bradley, p. 169-184.

表4 映画フィルムの検索手段の特徴（三種類）

検索手段の種類	形状等の特徴
①参照用サマリー（Reference summaries）または カタログカード（Catalog card）	<ul style="list-style-type: none"> ・カード式（5×8インチまたは4×6インチ） ・作品単位で作成される ・標準的なファイリング機器を用いてカード管理が可能
②主題別インデックスカード（Subject index cards）	<ul style="list-style-type: none"> ・カード式（3×5インチ） ・主題単位で作成される ・主題ベースの検索の効率化・高速化が目的
③参照用フィルム・ストリップ（Reference film strips）	<ul style="list-style-type: none"> ・機械可読式（マイクロフィルム・リーダーで読み取り） ・重要なシーンを1フレームごとに抜き出してプリント ・国立公文書館において、技術開発段階

本表は、John G. Bradley, 'Wartime Cataloging of Motion Picture Film', *Journal of the Society of Motion Picture Engineers*, Volume 42, Issue 3, 1944, pp. 147-154. の内容をもとに筆者要約。

(Description)、製作者名や製作日のほか移管元機関などを表した「クレジット」(Credit)、「あらすじ」(Synopsis)、映画フィルムの「保管者」(Custodian)、著作権に係る情報を表す「サービス・ステータス」(Service status)、カードの記載情報に対して責任を負う「レビュー担当者」(Reviewed by) といった項目がタイピングされていた。

記述には専門用語や学術用語などは用いられず、ごく一般的な単語を使って内容が簡潔に記述されており、数秒の読解時間で済んだことから、検索者は一読してすぐに映画視聴の要不要を判断できた。また、カードを記述するにあたり、各項目の分量は任意であったことから、記述に関してはある程度の自由裁量が認められていた。加えて、映画の本編に使われることのなかった未使用素材 (outtake) についても記述が可能であるなど (カードサイズは4×6インチでも可)、「カタログカード」の記述方式には、ある程度の柔軟性があったといえる。

②の「主題別インデックスカード」は、カタログカードの記述の中から特定の主題をリストアップし、その主題が含まれる作品のコール番号をまとめて記載したものだった。例えば、「手榴弾」という主題をキーワードにインデックスカードを引くと、カードに記された複数のコール番号から、

手榴弾のシーンを含む映画を相互参照（クロスリファレンス）することができた。なお、カードのサイズは参照用サマリーと比べてひと回り小さいものの、形式がシンプルで取扱いも容易な点は、参照用サマリーと同じであった。

③「参照用フィルム・ストリップ」は、上記二つの検索手段と比べると、やや異なる性格を備えていた。この検索手段は、台本やコンテといった映画制作に係るテキスト記録に対応して、タイトルカットや重要なシーンなどが静止画（写真）の状態で順番に印刷されたものであり、ブラッドリーが上掲の文章（前掲注1）を書いた1944年の時点では開発途中の段階にあった。この検索手段を用いることにより、検索者はテキストを読むだけでなく、テキストに並列して写っているポジの画像を実際に目で確認しながら、フィルムに写された事物の内容を具体的に把握することができた。

その上、このフィルム・ストリップは、当時普及し始めていたマイクロフィルムリーダーによって読み取り可能であったことから、試写の度にフィルム映写を行う必要がなくなり、結果的に上映により生じるフィルムの損耗を防いだほか、検索者や映写技師の時間の節約にも繋がるものであった⁵⁶⁾。

4.2. 映画フィルムの利用と管理

この三種類の検索手段は、映画フィルムの「利用」に貢献した。先述の通り、第二次大戦への参戦後、国立公文書館には主に政府機関からの利用請求が殺到していたのであるが、それは映画についても同様であった。ただし、特筆すべきは、映画の利用者が多岐に亘ったことである。映画フィルムが複製によって入手可能であることが広く知れ渡ると、同館には映画の製作会社、新聞社、出版社など、多様なニーズをもった様々な利用者か

56) 注1) Bradley, p. 145-154. なお、前掲注53の記述によれば、例えばカタログカードにサイズ変更があるなど、この時期これらの検索手段には様々な改良が重ねられていた。注53) Bradley, p. 176-177.

らの問い合わせが相次いだ⁵⁷⁾。戦時の活動で忙しいこれらの人々が求めていたのは、1本の映画を時間をかけて丁寧に鑑賞することではなく、それが（人）、いつ（時間）、どこで（場所）、何を（内容）、どのように（手段）といったフィルムに記録された情報を効果的に特定し、必要なシーンを素早く発見することだった。第一次世界大戦期に陸軍通信部隊で作成された映画は繰り返し利用され、そのフッテージは商業映画の中へと挿入された⁵⁸⁾。検索時間の短縮を目指した上記の三種類の検索手段は、そのような戦時特有のニーズに応えるべく開発されたものだったといえよう。

それは同時に、映画フィルムの「管理」にも資するものだった。すなわち、時に無秩序かつ適切な索引のない状態で移管されてくる映画フィルムについて、それらを迅速に整理し、利用に供する⁵⁹⁾、という目的に応えるものであった。①や②の検索手段に記された「コール番号」(call numbers)は、管理番号または登録番号を意味し、関連するレコードグループ (Rg) と受入 (Ac) 番号とを掛け合わせることによって、映画フィルムの保管場所を容易に特定することが可能になった。なお、この管理番号は、移管元機関で割り当てられた番号があれば移管後もそれを保持し、国立公文書館では必要に応じて新たにサブ番号を付与することで、一意の識別番号が作成されるというものだった⁶⁰⁾。

このような条件のもと、1944年度には1,000以上の検索手段が作成されたのであるが、終戦間際のこの時期に、バード・コレクション⁶¹⁾や米国ではじめて公式の映画製作所を立ち上げた農務省⁶²⁾から移管された映画

57) Bradley, John G. Motion Pictures and The War Effort. Journal of the SMPE. 1943, vol. 40, no. 5, p. 289-290.

58) "Reference service". Annual report. vol. 10, 1945, p. 42-43.

59) "Arrangement and description of records". Annual report. vol. 9, 1944, p. 32.

60) Bradley, John G. Cataloguing and Indexing Motion Picture Film. The American Archivist. 1945, vol. 8, no. 3, p. 181.

61) コレクションは1939年度に国立公文書館に一括寄贈された。"Accessions". Annual report. vol. 5, 1940, p. 15, 82.

62) 映画フィルムの受入初年度である1937年度以来、農務省からの移管は続いていたが、戦前期であれば1943年度(36万2千ランニングフィート)と1944年度(57万ランニングフ

フィルム群の目録化が進められたことによって、これらのグループに対する基本的な管理が確立されたのである⁶³⁾。

4.3. 検索手段の作成と制作資料

ここで、上記を踏まえ、映画の検索手段の作成プロセスという本稿の課題について考えてみたい。三種類の検索手段が開発される以前、「特殊なタイプのアーカイブズ資料には専門的なカタログングが必要」であるとして、映画・録音部の協力のもと、目録部のカタログガーによって映画フィルムと録音物のための個別目録（a separate catalog）の作成が開始されたのが1938年度であった。目録部のカタログガーであったアーポーは、同館に到着した映画フィルムはまずリール毎に検査され、報告書が作成された後に「アルファベット順のカード目録」が作成される、と当時の目録作成手順を記している。その際は、移管元機関で作成された文書（transfer record）の中に記された、スタッフ・クレジット、人物名や出来事、日付、映画の本編には表示されない情報等が大きな助けとなっていた⁶⁴⁾。このカード目録は、1940年度には14万8千858フィートのフィルムと20枚の録音ディスクに対して4千枚以上のカードが登録されるなど、着実にその数を増やしていた。

一方で、同じ年には、目録部のカタログガーが新たに映画フィルムの「主題レビュー」（subject-matter reviews）の作成を支援するようになっていた。この主題レビューは、「映画がカタログ化されるよりも前に作成されなければならないもの」⁶⁵⁾とされたのであるが、ブラッドリーの示した三種の検索手段とは、この主題ベースのレビューを更に発展させたものだ

ィート）に特に多くの移管があった。“Additions to the motion-picture collection, fiscal year 1943 (table)”. Annual report. vol. 9, 1944, p. 22; “Additions to the motion-picture collection, fiscal year 1944 (table)”. Annual report. vol. 10, 1945, p. 28.

63) “Analysis and description of records”. Annual report. vol. 10, 1945, p. 37.

64) Arbaugh, Dorothy. Motion Pictures and The Future Historian. The American Archivist. 1939, vol. 2, no. 2, p. 109-110.

65) “Arrangement and description of records”. Annual report. vol. 6, 1941, p. 28.

った。

ブラッドリーは、三種類の中でもっとも基本形となる①「参照用サマリー／カタログカード」の記述は、次の二つの情報源（sources of information）から導き出されてもよいとした。それは、フィルムを映写し、その内容を実際に目で見ることによって情報を得る「一次情報源」（a primary source）と、台本、カット表、出版物などの記録から成る「二次情報源」（a secondary source）の二つであった⁶⁶⁾。特に後者の「二次情報源」には、映画の製作過程で派生的に生じる台本やカット表などの制作資料が含まれ、これらを用いることにより、カタログカードの作成にかかる時間が短縮され、作業プロセスの効率化が進むこととなった。

この点について少し詳しく確認すると、こうした制作資料を記録と見なし、管理の対象としていた政府機関のひとつが海軍省であった。真珠湾攻撃の直前から訓練用の映画やスライドフィルムなどの視聴覚補助具の製作（The production of audio-visual training aids）が開始された同省では、専用のパンチカードによってその製作プロセスが管理されていた⁶⁷⁾。アウトライン、ストーリーボード、台本、書簡、レポートといった映画の製作に係るあらゆる記録や文書資料は、海軍省の訓練フィルム・映画部（Navy's Training Film and Motion Picture Branch）のカタログ課（Cataloging Section）へと送られ、同課において管理されていた⁶⁸⁾。すなわち、当時の連邦政府機関の中で、少なくとも海軍省においては、あらかじめ映画の製作に係る資料が組織の記録管理システム（record keeping system）⁶⁹⁾の中に組み込まれていたことになる。映画フィルムそれ自体

66) 注53) Bradley, p. 175.

67) McClelland, Jack H, Lt., USNR. "Keeping Tab on Navy Training Film Production". Business Screen. vol. 5, 1945, p. 66-67.

68) McClelland, Jack H, Lt., USNR. "Check with Cataloging". Business Screen. vol. 5, 1945, p. 33.

69) 二次情報源の制作資料が映画フィルムと共に国立公文書館へと移管されていたかという点について、同館の年報等には明確な記載がないが、たとえば陸軍通信部隊の映画など、映画フィルムとテキスト記録が揃って残されている事例は多い。デジタル化されたテキスト記録（台本）の例はたとえば以下より確認できる。Record Group 111: Records of the Office

の整理の前提として、すでに各省庁において、フィルムのみならず制作資料まで含めた包括的な管理の枠組みが存在していたことは、極めて注目に値する点であるといえよう。

5. おわりに

本稿では、第二次世界大戦期を中心に、米国国立公文書館が映画フィルムをいかに整理していたかという点に焦点をあて、文書一般の検索手段とは異なる映画フィルム独自の検索手段が必要とされた背景を踏まえつつ、三種類の検索手段の特徴について論じてきた。最後に、これらの事例を踏まえ、こうした検索手段の整備が映画フィルムの「整理」と「管理」に何をもたらしたか、その意義及び現代に与える示唆とは何か、という点について考えたい。

上述の通り、文書一般については、段階的に分析と記述を深めていく検索手段が作成されていたのに対し、音と動きを伴う映画フィルムに関しては、文書一般とは異なる検索手段（①参照用サマリー／カタログカード、②主題別インデックスカード、③参照用フィルム・ストリップ）が開発されていた。記録媒体の特徴に沿ったこれらの検索手段が整備されたことにより、フィルムに記録された大量の情報から必要な事柄を効果的に発見する、言い換えるならば、本稿冒頭で触れた「干し草の中の一本の針」をより容易に見つけ出すことが可能になったといえる。すなわち、巨大な資料群の中に特殊な記録媒体を位置づけるにあたり、一様に同じ検索手段を採用するのではなく、その特徴に沿った検索手段を用意した結果、整理のみならず、その利用にも貢献することになった点が、固有の検索手段を用いたことの意義であったと指摘できよう。

また、こうした検索手段が整備されたことにより、映画フィルムの管理

of the Chief Signal Officer, 1860-1985., Series: Historical Films, ca. 1914 - ca. 1936. (URL: <https://catalog.archives.gov/id/24608>, 2021-08-25 accessed)

にも進展があったことは既述の通りである。この点について、戦時期に作成・取得された映画フィルムが本格的に国立公文書館へと移管されるようになったのは、先に示した通り 1946 年度以降であった。一方で、映画・録音部の活動を部門長の立場で率いたブラッドリーは、1945 年 7 月に約 10 年にわたって在籍した同館を離れ、新たに「映画プロジェクト」(the Motion Picture Project) が開始された議会図書館へと活動の場を移している⁷⁰⁾。すなわち、かつて「歴史を三次元（文字や印刷、映像、音）で記録する」ことの可能性を示し⁷¹⁾、政府のフィルムリポジトリ確保の必要性を訴えた⁷²⁾ ブラッドリーが不在となった後に、国立公文書館は過去に類を見ないほど大量の映画フィルムを受入れることになった。この点を重ね合わせて考慮すると、戦中期において、ブラッドリーの率いる映画・録音部の関与により開発が進められ、現在も変わらず利用者へと提供されている大量のカタログカード⁷³⁾ は、同館が所蔵する映画フィルムの整理と管理の礎になったものと見なすことができよう。

これらの意義を踏まえると、本稿の事例で振り返った映画フィルムの検索手段の有効性とは、記録媒体の種類がより多様化・複雑化し、その整理と管理が不可避の課題となった現代において、時間が経過しても変わらぬ示唆を与えるものと理解することができる。さらに、こうした事例をモデルケースにして、現代に置き換えて検討することにより、映像資料に限らず、記録媒体の特質にあった検索手段を用いる必要性について、絶えず認

70) “Administrative activities”. Annual report. vol. 12, 1947, p. 43.

71) Bradley, John G. Recording History in Three Dimensions. Second general assembly of the Pan American Institute of Geography and History, held at Washington, October 14-19, 1935. Pan American Union. Department of State, Conference series, no. 28. p. 403-408.

72) Bradley, John G. The Proposed Government Film Repository. National Archives publication, no. 45-12. 1945, p. 4. 溢れ返るほどのフィルム記録を収容できる収蔵庫の確保は戦後も変わらず課題であり続けた。国立公文書館と議会図書館、それから他の政府機関が使用するフィルム収蔵庫を建設する動きが本格化したのは、戦後 1945 年度であった。“Administrative activities”. Annual report. vol. 11, 1946, p. 42.

73) 注 5)

識を新たに取り組むことが可能になるといえるだろう。

以上、本稿では、第二次大戦期の映画フィルムの検索手段の作成過程に焦点を絞って検討したが、こうした当時の様相については、議会図書館で開始された映画プロジェクトのほか、ブラッドリーの個人活動⁷⁴⁾なども参照することで、より多角的な視点から分析することが可能となろう。ブラッドリーの足跡や活動については、これまで映画学やメディア学の分野において言及されていることから⁷⁵⁾、すでに一定の歴史的評価は得ているものといえる。しかし、国立公文書館に在職した10年のうちに、映画フィルムの複製、保存、整理に係る一連のプロセスの基礎を築いた点、アーカイブズ資料群の中に映画フィルムという記録媒体を位置づけるべく、独自の検索手段の開発を部門長として率いた点、それによって映像資料の利用を促した点、またこれら一連の動きが戦後の同館における映画フィルムの整理と管理の基礎になったと見なされる点は、未だ十分に認知されておらず、今後更なる検証と評価が行われるべきであろう。これについては今後の検討課題としたい。

74) 米国国立公文書館にはブラッドリーに関する以下の資料群があるが、本稿執筆時点で筆者は未見である。John G. Bradley Papers, 1936-1941. また、映画・録音部の活動に係る資料群は以下。Series: Daily Journals of John G. Bradley and Glenn C. Henry, 1936-1941 (RG64).

75) たとえば、Slide, Anthony. Nitrate Won't Wait: A History of Film Preservation in the United States. McFarland Publishing, 2000, p. 25-28. Frick, Caroline. Saving Cinema: The Politics of Preservation. Oxford University Press, 2011, p. 53-64.